

和歌会次第 (二)

丸山 陽子・金井由貴子・加藤 和泉・繩手 聖子
土橋由佳子・堀江マサ子・館林 梓・伊藤 香弥
蔡 雅如・王 婷

本稿は、大東急記念文庫蔵『和歌会次第』を底本にして、翻刻・訓読・語釈・現代語訳を施したものである。二〇一〇年度大学院演習で行った講読をもとにしている。川平ひとし氏の『中世和歌文学論』(二〇〇三年、笠間書院)ほかの研究、山本啓介氏の校注「和歌書様・和歌会次第」(『文芸会席作法書集』二〇〇八年、風間書房)ほかの先行研究に負うところが大きく、ご学恩に深く感謝したい。

分担は、十三 丸山陽子(フェリス女学院大学非常勤講師) 十四 金井由貴子(本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程) 十五 加藤和泉(本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程) 十六 繩手聖子(本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程) 十七 土橋由佳子(本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程) 十八 堀江マサ子(本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程) 十九 館林梓(本学人文科学研究科日本文学専攻博士前期課程) 二十 伊藤香弥(本学人文科学研究科日本文学専攻博士前期課程) 二十一 蔡雅如(本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程) 二十二 王 婷(本学人文科学研究科日本文学専攻博士前期課程) 二十三 谷知子(本学文学部日本文学科教授)

凡例

一、本稿は、大東急記念文庫蔵『和歌会次第』を底本とする。底本の誤写、および特記すべき異同など問題のある箇所については、適宜語釈に示した。

一、翻刻にあたり、底本の体裁を尊重するよう努めたが、便宜上、次のような処置を施した。

・改行や割注は底本のまま記し、字の大きさもできる限り底本に従った。

・漢字は、底本の字体をできる限り残すことに努めたが、適宜通行の字体を用いた箇所がある。

・「云々」などのおどり字、及び「朝臣」などの省略を意味する「ここ」は、原則として「こ」で示した。

・声点は底本の通りの位置に「・」で、合点は「／」で記した。その他の記号は、適宜語釈で解説した。

十三

〔翻刻〕

題有二之時先次第讀一題了

讀師推披之後又讀題讀

作者如前略儀常御會皆可讀之

由披仰之時非此限雖三首五首

一度讀之哥讀上了即念起

座退殊念立公宴大畧如此臣下

哥讀了早速起座

御製講師依仰人勤之

内々御會依別仰尚可讀

御製之由有御氣色之時非此限

猶枉候讀師被弃臣下哥

被置御製之時讀之

題といへる事をよませ給へる此詞非高聲

やまとうた

〔訓讀〕

題二つ有るの時、先づ次第に一題を讀み了はる。

讀師推し披きての後、又題を讀みて、作者を讀むこと

前の如し。略儀、常御會、皆讀むべきの

由仰せらるるの時、この限りに非ず。三首五首といへども

一度にこれを讀む。哥の讀み上げ了はりて、即ち忿きて起

座し退く。殊に忿きて立つ。故実なり。公宴は大畧此の如し。臣下の

哥を讀み了はりて、早速起座す。

御製講師は仰せに依る人これを勤む。

内この御會は別の仰せに依り、尚、

御製を讀むべきの由、御氣色有るの時、此の限りに非ず。

猶枉候して、讀師臣下の哥を弃てられ、

御製を置かるるの時、これを讀む。

題といへる事をよませ給へる此の詞高聲に非ず

やまとうた

〔語釈〕

○題有二之時 出席者一人につき二題（二首分）を披講する場合をいう。提出された和歌懷紙には、一名（一枚）

につき、題と歌が二つ記されている。『袋草紙』「和歌会次第公私同之」に、「有兩題之時、同題一巡講之、講次歌。雖數十准之。件時、更又読名字。於位署者不可読歟」とある。○先次第讀一題了 披講は、官位の低いものから高いものへと順に行われる。○讀師推披之後又讀題讀作者如前 一つ目の題の披講が終わった後、読師は二つ目の題を開いて文台に置き、講師が先と同様に題・作者を読むことをいう。題が二つある場合には、読み上げる懐紙の題だけを聞き、読み上げない方は開かないものとした。↓十参照。○三首五首一度讀之哥讀上了 一般には同じ題で作者を変えて一巡り読み上げた後、別の題でまた作者を変えて一巡り披講されるが、皆まとめて読むべき指示があった時には、三首や五首でも、作者ごと複数の題と歌を一度に読み上げることがある。○公宴 宮中で行われる会。一般に臣下の披講の後、最後に御製の披講が行われる。↓二参照。○臣下哥讀了早速起座 講師は臣下の歌を読み上げ終わったら、すぐに退出する。御製の歌を読み上げる講師と交代するため。『袋草紙』「和歌会次第」に「御製出時、講師可急退。凡歌畢可起也」とある。○御製講師 天皇や院の歌の読み上げを担当する講師をいう。○依仰人勤之 臣下の歌の披講を務めた講師と交代した場合、御製講師は格上の者が務めることが通例とされた。『袋草紙』「和歌会次第」に「次、臣下歌講之、自簾中被出御製。(中略)其儀、取扨臣下歌、更居他文台(非強儀式之時、用本文台)講師又改之(四位務之)」、「八雲御抄」第二「作法部」に「次御製講師着(先是本講師退下。或臣下講師通用有例。御製講師ハ中納言宰相也)」、同じく「中殿会講師臣下四位殿上人多弁官。御製中納言參議」とある。○内と御會 公的な晴の会ではない宮中での会をいう。○御製之由有御氣色之時非此限 御製の歌を読む時に、講師は交代するのが通例だが、臣下の披講を務めた講師が読むべき指示があった時には、講師を交代する必要がないことをいう。『八雲御抄』第二「作法部」に「御製講師讀之。臣下講師或通用之。藏人頭などは兼御製講師。先例多歟」とある。○讀師被弃臣下哥被置御製之時讀之 読師が臣下の和歌懐紙を片付け、御製のそれを文台に置いた時、講師はそれを読み上げる。『八雲御抄』第二「作法部」に「次読師撤歌。次読師給御製披置」とある。○題といへる事をよませ給へるやまとうた 御製の時、題を読み上げた後に「といへる事をよませ給へるやまとうた」を読み上げる。『袋草紙』「題目読様」に「当御製詠給ルト可読。一説二ハ、云事をと、可読付之(云々)。但、可依題歟」と

ある。↓四参照。

〔現代語訳〕

題が二つ出された会の披講の折には、まずは順番に一題ずつ読み終える。読師が閉じていた懐紙を開いたあと、(講師が) もう一題を読む。作者を読むことは、前に述べた通りである。略儀、常の御会で、皆まとめて読むべきと仰せられた時は、このようにする必要はない。三首や五首の場合であっても、一度にまとめてこれを読む。歌を読み上げ終わったら、即座に座を立って退出する。殊に急ぎ立つことは故実にある通りである。公宴は大略このように行う。臣下の歌を読み終えた後、講師はすばやく座を立つ。御製講師は命を受けた人がこの役を勤める。内々の御会は特別の命によって、なお御製の歌を引き続き読むように、との指示があつた時は、この限りではない。なお祇候して、読師が臣下の歌を片付けられ、御製の歌を置かれた時、これを読む。

「題といへる事をよませ給へるやまとうた」
この詞は冊でよまない。

(丸山陽子)

十四

〔翻刻〕

大臣家 親王家准之

五位名朝臣 四位右近少将の朝臣

右中弁の朝臣 前但馬守のここ

前修理大夫のここ

公卿 正三位 前宮内卿
侍從 宰相 権中納言

有序之時召弁漢字者为講

師先讀序訖人と詠句と

了之後讀和哥也序者
不論位次最前置哥也

〔訓誦〕

大臣家（親王家これに准ずる）

五位（名朝臣） 四位（右近少將の朝臣

右中弁の朝臣 前但馬守の朝臣

前修理大夫朝臣）

公卿（正三位 前宮内卿 侍從 宰相 權中納言）

序有るの時は、漢字を弁へたる者を召し講師となす。

先づ序を読み訖りて、人々句々を詠じ

了りての後、和哥を讀むなり。序者は

位次を論ぜず最前に哥を置くなり。

〔語釈〕

○大臣家 ↓六参照。大臣家で行われる歌会では、作者の読み上げは左記のように行うということ。○五位名朝臣

↓六参照。○前但馬守 ここでの前但馬守とは、源家長を念頭におくか。源家長は、後鳥羽上皇に仕え、和歌所開

闔となつて、『新古今集』編集の事務に当たつた。建保六年（一一二八）一月に従四位上但馬守となるが、承久の乱

後は官職から離れ、定家、家隆らと交際を続けた。○公卿 ↓六参照。大臣・納言・参議及び三位以上の上級官人

の称。○前宮内卿 ↓六参照。ここでは、藤原家隆を念頭におくか。○序 漢文の序。特に儀礼的な歌会において

は真名序が付されることがあり、「日本紀竟宴和歌」などにも真名序がある。○弁漢字者為講師 漢文の序を読み上

げる必要があるため、その心得のある者を講師とする。○先讀序訖人と詠句と讀和哥也 『袋草紙』「和歌会事」に

「有_レ序之時、堪能人々詠_二吟秀句_一、其後詠_レ歌也」とあり、「秀句」は、漢文で書かれた序の中のすぐれた句と解さ

れている(『袋草紙考証 歌学篇』一九八三年、和泉書院)。○序者 詩歌の会で序を書く人をいう。『八雲御抄』巻二「作法部」に「公宴序者、大臣若大納言中納言也。參議雖有例、猶上卿之役也。非成業人於和歌序希代事也。仍一度書人多不書也」とある。○不論位次取前置哥也 「位次」は位階の高低によつて席次を定めること。→十參照。『八雲御抄』巻二「作法部」に「有序先序者」とあり、同様に、序者が位次に関わらず最初に和歌を置く例に『明月記』建曆二年(一一二二)六月二九日条「次々第置詩、先序者、次地下、次殿上人」がある。このあと『和歌会次第』では反例として、序者が位次通りに歌を置いた『玉葉』建久五年(一一九四)八月一日条「次人々置歌、公卿序者位次置之」(詳細は十五參照)を挙げている。これらから、歌の置き方には二通りのパターンのあつたことが確認できる。谷知子『中世和歌とその時代』(二〇〇四年、笠間書院) 參照。

〔現代語訳〕

大臣家 親王家はこれに准じる。

五位の者は名に朝臣(を付けて読み上げる)。四位の者は、右近少将の朝臣、右中弁の朝臣、前但馬守の朝臣、前修理大夫朝臣(のごとく官職に朝臣を付けて読み上げる)。

公卿は(例えば)、正三位、前宮内卿、侍従、宰相、権中納言(のごとく位階か官職を読み上げる)。

序がある時は、漢文の心得のある者を召し講師とする。まず講師が序を読み終わつて、人々が句々を詠じ終わつた後に、和歌を読むのである。序者は位次に関わらず最初に歌を置く。

(金井由貴子)

十五

〔翻刻〕

建久后宮御會序者

中納言任位次被置哥

講師進參之後主人 召所上首之人

觸氣色公卿已下近進寄

無音人少、 或召殿上人 堪其道者歟

講師讀上之後同音詠之

大納言 隆房卿

通世已後所々和哥會 無詠吟之興 事訖各

復本座 主人入御之後 退出

〔訓読〕

建久后宮御會の序者

中納言。位次に任せ、哥を置かる。

講師進參の後、主人〈召す所の上首の人〉の

気色を觸れ、公卿已下近くに進み寄る

〈無音の人少々本座に留まる〉。或は殿上人〈其の道に堪ふる者か〉を召す。

講師讀み上ぐるの後、同音にこれを詠む〈大納言隆房卿

遁世已後、所々和哥會は詠吟の興なし〉。事訖りて、各

本座に復す〈主人入御の後、退出〉。

〔語釈〕

○建久后宮御會 建久五年(一一九五)八月一日、後鳥羽天皇中宮藤原任子のもとで行われた「中宮御所和歌會」のこと。『玉葉』建久五年八月一日条に詳細が記載されている(此日於中宮御方〈于時御座禁裏〉、始有和歌會事、題者光範卿、二元兼光卿撰進之、而障出来、仍改之) 題云、月契秋久、序者土御門中納言通親卿、讀師大宮大納言實宗卿、講師權右中辨定經朝臣」以下略)。その他、『百練抄』、『御遊抄』の同日条にも記されている。また、後に『明月記』寛喜二年(一一三三)七月二三日条にも「初度和歌會ト云事、先必被行事歟、於八月者建久五年之例

近々」と記録されている。小川剛生「『明月記』(寛喜二年七月)を読む」内「七月二三日」および「解説六 后宮初度和歌会」(『明月記研究』六号、二〇〇一年一月)参照。「中宮御所和歌会」が事例として「和歌会次第」に引かれている背後には、この歌合が九条家の娘(兼実の娘任子)が天皇に入内した記念碑的な歌会であったことを強調する意味もあろう。○序者中納言 源通親。『玉葉』(前掲)に「序者土御門中納言通親卿」、「中納言、通親卿、序者」の記載があるほか、『百練抄』にも「中納言通親卿獻序代」とある。『公卿補任』建久五年の条にも「中納言 正二位 源通親四十六」と記録されている。源通親は、「土御門通親」と称されており、土御門帝の外祖父である立場から権勢を振るったことで知られる人物。雅通男。久安五年(一一四九)生、建仁二年(一一二二)一〇月二日没。この歌会の序者源通親のふるまいが、原則に反した例であったことも注目しておく必要がある。先の十四(金井由貴子氏担当箇所)の末尾「序者不論位次 前置哥也」の「語釈」にある通り、『明月記』建暦二年(一一二二)六月二十九日条に詳細が記される道家の「内大臣家詩歌会」が歌会の原則を示していたのだが、「中宮御所和歌会」が「和歌会次第」の注記に反例として挙げられているのである(谷知子「九条家の家記と道家の歌学」『中世和歌とその時代』笠間書院、二〇〇四年参照)。ここに、道家の通親への批判的なまなざしを看取することができる。○任位次被置哥 こうした行為は、本来の作法から外れた、例外的なものであった。それでは、なぜここであえてこの通親が序者を務めた際に行った例外を定家は記したのかということが問題となってくる。例えば、通親が定家を庇護する九条兼実を失脚させた建久七年(一一九六)の政変や、六条家の陰謀などが関わり九条家関係者を敵視するような通親の行い(正治初度百首の際、定家を外したこと(『明月記』正治二年(一一二〇)七月一八日条)など)、こうした両者の対立関係や確執が、和歌会の作法書の注記という事象の一端に皮肉としてあらわれていると言える。○主人 歌会の主催者。↓参照。○上首之人 底本は「上首、人」と見えるが、文意により「之」に改める。「上首」は、一座の最上位の者。○無音 「同音」「初音」「助音」「次音」などと同じく、和歌を詠ずる者やその者の「声」を表す語。「無音」の場合、歌を講頌しないことを指す。『八雲御抄』第二「作法部」「中殿会」には、「次人々進寄 上臈両三人又堪能人又為講音曲人少々侍臣一兩人進簀子 建保侍臣無音曲人 仍以知家為召之」とある。『明

月記」嘉祿二年(一一二六)二月二一日条には、藤原教実の催した作文会の記事が見え(「大将殿御会也」)、そこでも「大府卿、孝範朝臣之外無音講了」と、「無音」の語が用いられている。○本座 もともとの座席。すわるべき本来的場所。○堪 すぐれる。堪能である。○講師讀上之後同音詠之 「同音」は、二人以上の人が、同時に同一の音声を発すること。声をそろえていうこと。声を合わせ節をつけて詠唱すること。ここでは、講師が読み上げた後、皆がそろって歌を詠み上げることを言う。『袋草紙』「和歌会次第公私同之」には「序読様同和歌」とあり、その後「次、可然人々同音詠之。但、初音不助音。次音可加詠歟。又、為後進人不可進詠之。有序之時、堪能人々詠吟秀句。其後詠歌也」と、さらに詠み方の詳細が記されている。○大納言隆房卿 姓は藤原。隆季男。久安四年(一一四八)生、承元三年(一一〇九)没。大納言には、建永元年に就任(「公卿補任」建永元年(一一〇六)の項)。谷知子「艶詞」試論(前掲書所収)の伝記を参照。九条家との関わりは、文治三年(一一八七)、檢非違使別当になった辺りの頃からである。なお、ここで定家が「隆房」という人物に注視していることなどを勘案し、隆房が「朗詠百首」の作者という説に従いたい(佐藤恒雄「藤原隆房「朗詠百首」とその意義」『藤原定家研究』風間書房、二〇〇一年参照)。○遁世已後 隆房の出家以後のこと(「公卿補任」建永元年六月二三日に出家したとある)。なぜここでこのような記され方がなされたのかを考えてみると、隆房の存在の重要性が窺えよう。○主人入御之後退出 「退出」する者は、この会に参加した全員であると思われる。参考資料として、『新宮撰歌合』の模様を記録した『明月記』建仁元年(一一〇一)三月二九日条の記事を挙げておく。「次講師等退下。人々退下。即入御。入道殿即御退出。次座主退出給。臨昏大臣殿御共退出、即帰蓬」。

〔現代語訳〕

建久后宮御会の序者

中納言。(その時中納言は)位次に従って、歌を置かれる。

講師が進み出た後、主人(歌会で一番位の高い人)は気配を見計らい、公卿は順に近くに進み寄る。歌を講頌しない人は少々本座に留まる。あるいは殿上人で、その道にすぐれている人を召す。講師が読み上げた後、皆で声をそ

ろえてこれを詠む。大納言隆房卿出家後は、所々の和歌会でそのような例がなくなってしまった。それが終わった後、それぞれまたもとの座に戻る。主人がお入りになった後に、退出する。

（加藤和泉）

十六

〔翻刻〕

調合講師

近代藝儀一卷二書
左右無講師

一番ひたりとよむ也或人一番の

左とよむ不可然事也

晴哥合左右有講師之儀具

在舊記依不見事不注之

建仁元年三月晦日撰哥合雖

有其講師之作法讀様各如

不存非尋常之儀被出女房哥

時人之哥讀了自簾中出之

或宮蓋
或置扇或以同講師令讀之

或他人進讀之時儀不定

院常御會只自事不始之前

地下哥女房歌取具近習之

輩持參置之依無此作法也

〔訓読〕

調合講師（近代製儀は、一卷に書く。左右に講師なし。）

一番ひだりとよむなり。或る人一番の

左とよむは然るべからざる事なり。

晴の哥合は左右に講師あるの儀具さに

舊記に在り。依りて不見の事、これに注さず。

建仁元年三月晦日撰哥合、

其の講師の作法讀様ありといへども、各存せざるが如し。

尋常の儀にあらず。女房の哥出ださるる

時、人の哥を讀みおはりて簾中よりこれを出だす

（或ひは簞蓋、或ひは扇に置く。或ひは同じ講師を以てこれを讀ましむ。）

或ひは他人の讀み進す時の儀は定まらず。

院の常の御會は只事の始まらざる前より

地下の哥女房の歌取る。具さに、近習の

輩が持参してこれを置くは、此の作法無きに依るなり。

〔語釈〕

○調合講師 歌合の場合の講師。『八雲御抄』卷二「作法部」に「哥合講師多ハ弁官 又他管も四位也 大略同御會」とある。

○近代製儀 この時代の製の歌合の次第。○一卷二書左右無講師 平安時代の晴の歌合は左右それぞれに講師がい

た。初期の歌合に講師二人が常であったのは、番える和歌が一首ずつ色紙、風流（裝飾物）に書かれていたからで

ある。中世になると左右の歌が一卷の書物に書かれていたので、講師も一人となった。『八雲御抄』第二「作法部」

に「哥合ニハ両方講師各別也書番一卷ニハ講師も一人也」とある。峯岸義秋『歌合の研究』（一九五四年、三省堂）

参照。○或人一番の左とよむ不可然事也 「一番」と「左」の間に「の」を入れて読む人がいるが、そのような事はしてはいけない、の意。『和歌会次第』には、「一番ノ左と読人有之所不習知也」とある。引用は廣木一人・松本麻子・山本啓介編『文芸会席作法書集 和歌・連歌・俳諧』(二〇〇八年、風間書房)。○晴哥合 晴は、褻と対をなす概念。晴という語は、正式なこと、公的なことをさす。晴の歌合の規範とされるのは、『天徳四年三月内裏歌合』である。萩谷朴『平安朝歌合大成第十卷』(一九六九年、同朋社) 参照。○左右有講師 『八雲御抄』第二「作法部」は、晴の「歌合講師」として「内裏 天徳 左 右兵衛督延光 右 右中将博雅 共非作者」の他、五例を挙げる。いずれも左右それぞれに別の者が講師を務めている。○舊記 晴の歌合の時の講師の作法について詳細に書かれた書物で歌学書の類。○不見事 定家は晴の歌合の現場を見た経験がないことが、『和歌会次第』に「晴哥合左右有講師云々未勤仕之」と記されている。○建仁元年三月晦日撰哥合 建仁元年(一一二〇)三月二十九日、二条殿新宮において後鳥羽院主催で行われた「新宮撰歌合」のこと。この「新宮撰歌合」については、四で記したが、十六で再度引用されている。また『明月記』建仁元年三月二十八日、二十九日条に記述あり。「新宮撰歌合」には、藤原定家も出席している。この歌合も左右それぞれ講師がいた。左方講師は藤原家隆、右方講師は飛鳥井雅経が務めた。○被出女房哥時人之哥讀了 女房の歌を出す時機について、『袋草紙』「和歌会事」に「又、女房歌、諸人歌講畢出之」とある。○自簾中出之或置簾 女房は、薄様に書いて扇の上に載せて簾中から出した用例が、『八雲御抄』卷二「作法部」に「寛治八年月宴女房三首自簾中出 書薄様置扇上銀骨 西園」などと見える。○院常御会 公的な晴の会ではなく通常の歌会。○地下 蔵人を除く六位以下、および四、五位でも昇殿を許されない者。『袋草紙』「和歌合次第 内裏儀」に「天徳時、地下、召人相交由、見御記」とある。○近習 主君の傍に仕える者。渡邊裕美子氏は、この箇所について女房の歌と地下の歌を事前に取り集め、それを近習の輩が持参して置いていたと指摘している。「女の歌詠み」の存在形態——『八雲御抄』に探る——(『明月記研究』七号、二〇〇二年一月) 参照。

〔現代語訳〕

歌合講師 近代褻儀は、一巻に歌を書く。左右に講師は置かない。一番左と読むのである。或る人が一番の左と読

んだのは、正しくないことである。晴の歌合は左右に講師を置くという作法は、詳しく旧記に書かれている。依つて、見ていない事についてはここに記さない。建仁元年三月晦日撰歌合において、その講師の作法、読様があるのに、皆はどちらも知らないようであった。通常のやり方ではない。女房の歌が出される時は、人の歌を読み終わってから簾中よりこれを出す。或いは篋蓋、或いは扇に置く。或いは同じ講師によつてこれを読ませる。或いは講師ではない人が読み進上する時の儀は定まっていない。院の常の御会はただ事が始まっていない前から地下人の歌、女房の歌を取る。すぐさまに近習の輩が持参してこれを置くことは、この作法がないことに依る。

(繩手聖子)

十七

〔翻刻〕

或折紙

是又中納言入道殿御筆

講師作法

取笏 本式或不取有例

專不居円座 懸行膝

逃右足

句と切聲二 讀上

まつにあひたのつるといふ事讀上をよめる

やまとうた

題ハ初許讀上

〔訓読〕

或折紙（これ又中納言入道殿の御筆）

講師作法

笏を取る（本式は或ひは取らず。例あり）。

専ら円座に居ず（行膝を懸けて右足を逃す）。

句々切聲に讀み上ぐ。

まつ微音のあひたのつるといふ事をよめる

やまとうた

題は初め許りを讀み上ぐ。

〔語釈〕

○或折紙 是又中納言入道殿御筆 ↓七の「和歌会次第」下部に見る「後年又被注置之中納言入道御筆」の注記と

ともに、「是又中納言入道殿御筆」は冷泉為秀の書き入れとされる。また『和歌会次第』の奥書・識語・注記から伝本各類が定家自筆の著録に再説・改変・増補があつたことを認めうる。十七「或折紙」下部の「是又中納言入道殿御筆」はその明証であるといえよう。川平ひとし「定家著『和歌書様』『和歌会次第』について―付・本文翻刻―」（『跡見学園女子大学紀要』二一号、一九八八年三月、後に川平ひとし『中世和歌テキスト論 定家へのまなざし』

二〇〇八年、笠間書院所収）上條彰次解題、冷泉家時雨亭叢書三七卷『五代簡要 定家歌学』（一九九六年、朝日新聞社）谷知子『中世和歌とその時代』（二〇〇四年、笠間書院）参照。○講師作法 和歌を詠み上げる役の人。↓一、

十五参照。この場合の講師の作法は四と対応する。被講所役に関しては青柳隆志「被講所役の史的展開―「発声」

の登場―」（兼築信行 田淵句美子『和歌を歴史から読む』二〇〇二年、笠間書院）を参照。○取笏 笏を持つ意。

↓四参照。○本式或不取有例 ↓四と同文。十一の「衣冠之時多略不持雖束帶又略之非巨難」に対応するか。○円

座 藁、菅などを渦状に巻止めた敷物。↓二参照。○懸行膝逃右足 ↓十一参照。十一と同じく「行膝」を「懸片膝」の誤写と見、「懸片膝」の意で解する。○切聲 一声ずつ区切つて発する声。↓四参照。○まつのあひたのつるといふ事をよめるやまとうた ↓四参照。四では、「春日同ク松に寄ルいはひとふことをよめるやまとうた」を例とする。「松と鶴」の和歌は、「松に住む鶴」、「松の上の鶴」など見えるが、「松の間の鶴」を題とする和歌は例がない。また、「松の間」に詠まれるものとして「紅葉」「月」「鶯」などが見られる。「寄松祝」を題として鶴を詠んだ和歌では、『永久百首』雑三十首に「ちとせふる祝の松のつるの子はけふすをたちて七夜なりけり」(六一六)、定家に和歌の指導を受けた道助法親王主催の『道助法親王家五十首和歌』に「寄松祝」と題し「さざれ石の岩ほとなるを松がうへにすむつるの子は君ぞそだてん」(二〇八八)がある。○微音 ↓四参照。「次第」に見える講師の和歌を讀み上げる「声」の違いについては田野慎二「和歌披講時における講師の「声」の規定の変化について―「不微」から「微音」へ―」(『広島大学文学部紀要』第五七号、一九九七年一二月)参照。○題ハ初許讀上 題は初めの人だけを全て読む、の意。↓四参照。

〔現代語訳〕

ある折紙(これはまた中納言入道殿の御筆)

講師作法

笏を取る。本式、場合によっては笏を取らない。先例もある。完全に円座に座るのではない。片膝を懸けて右足を逃す。歌は句毎に切声で讀み上げる。「まつのあひだのつるといふ事をよめるやまとうた」題は初めの人だけを全て讀み上げる。

(土橋由佳子)

十八

〔翻刻〕

大臣家

五位名朝臣

四位権右中辨のこゝ

前但馬守のこゝ

如此當世には頗片腹痛件朝臣は

すこしきこゆへし自歌は名許

三位已上

從三位

參議

権大納言

讀上了不待詠聲

早速起座退

〔訓読〕

大臣家

五位名朝臣

四位権右中辨の朝臣

前但馬守の朝臣

此くの如きは當世には頗る片腹痛し。件の朝臣は

すこしきこゆべし。自歌は名許り。

三位已上

從三位

參議

権大納言

讀み上げ了りて詠聲を待たずして早速に起座し退く。

〔語釈〕

○大臣家 ↓六、十四参照。○前但馬守の守のこゝ ↓十四参照。○頗片腹痛 五位と四位の人について、朝臣まで讀みあげることのみつともないとしている。『八雲御抄』第二「作法部」も「官位始聞次第讀消様」と、官位は次第に

小声に読み落として読むべきと記している。○自歌は名許 『八雲御抄』第二「作法部」も、「私所五位朝臣加、自歌名許讀也」とある。○讀上了不待詠聲早速起座退 ↓五参照。披講が終わって講師が読む声を待たず、すばやく座から立ち、退くべきである。○詠聲 和歌を講頌する声。発声のうたいあげた初句に続き、第二句から発声と同音で合唱する声のこと。

〔現代語訳〕

大臣家

五位は、名と朝臣（を読む）。四位は、権右中辨の朝臣、前但馬守の朝臣（と読む）。このようなやり方は、当世にはきわめて見苦しいことである。この朝臣は、小さな声で読み上げるのがよい。自歌は名だけ（を読む）。

三位以上は、従三位、参議、権大納言（と読む）。講師は、読み上げ終わったら、詠声を待たないですばやく座を立ち退く。

（堀江マサ子）

十九

〔翻刻〕

和哥書様 随分所歴注之

中殿

秋夜侍 宴同詠池月久明

應 製和哥

参儀正三位行民部卿兼伊豫権守臣藤原朝臣定家上

三行三字

院御所

秋日侍 太上皇仙洞同詠百首

應 製和哥

從四位上行左近衛權少將兼安藝權介臣藤原朝臣こ上

春廿首

内々常御會之時不書 太上皇仙洞字

春日同詠こ 應 製和哥

位署同前

〔訓詁〕

和哥書様 (分に随ひて歴る所これを注す)

中殿

秋の夜宴に侍りて、同じく詠む、池月久明

製に應ずる和哥

參儀正三位行民部卿兼伊豫權守藤原朝臣定家 (上) たてまつる

三行三字。

院御所

秋の日太上皇仙洞に侍りて、同じく詠む百首

製に應ずる和哥

從四位上行左近衛權少將兼安藝權介臣藤原朝臣定家 (上) たてまつる

春廿首

内々の常の御會の時、「太上皇仙洞」の字書かず。

春の日同じく詠む百首 製に應ずる和哥

位署同前。

〔語釈〕

○和哥書様 和歌を懐紙にどう書くかについての説明。○中殿 内裏の清涼殿。○秋夜侍 宴同詠池月久明 ↓十一
 参照 (あきのおおなしくいけの月ひさしくあきらかなりといへる事をよめるやまとうた)。順徳天皇主催、建保六
 年(一一一八)八月一三日に清涼殿で行われた歌会「中殿御会」の題。『八雲御抄』卷二「作法部」にも言及が
 ある。「拾遺愚草 下」に「幾千代ぞそでふる山のみづかきもおよばぬ池にすめる月かげ」とあり、この会で詠まれた
 歌が収められている。○参議 ↓六参照。太政官の議政に参与する令外官で、大臣・納言に次ぐ官職。○藤原朝臣
 定家 ↓六参照(京極中納言)。俊成男。権中納言正二位。応和二年(一一六二)生、仁治二年(一一四二)八月
 二〇日没。○参儀正三位行民部卿兼伊豫権守臣藤原朝臣定家上 位署。位・官・兼官・臣・姓・朝臣・名・上。題
 目に応製を書く場合は位署に臣・上を書く。○三行三字 和歌は三行書いて最後は三文字、計四行で書くというこ
 と。『袋草紙』上「和歌書様」に「三行三字書之。但、近代必不然。故老云、「墨黒顕然之可書。手跡不可執」云々。」「
 『八雲御抄』卷二「作法部」に「一首時ハ三行吉程也 及五六首ハ二行 三首巴上ハ三行」との記事がある。○秋日
 侍 太上皇仙洞同詠百首 『正治初度百首』の書例。正治二年(一一〇〇)八月八日、後鳥羽院が群臣に詠進させた
 百首歌。定家は八月二五日にこれを詠出(『明月記』同日条による)。六条藤家の人々の策謀を支持していたと見ら
 れる源通親らの意見によって、作者の顔ぶれから除外されていた。このことについては、十五(任位次披置哥)で
 確認できる。定家・家隆らの詠進は、俊成が「正治仮名奏状」を進めることによつて実現できた。荒木尚「俊成卿
 定家卿兩筆」一軸『熊本大学付属図書館報』(第十三号、一九九六年二月)、竹下豊「住吉の神の歌神化をめぐって」
 『大阪女子大学上方文化研究センター研究年報』(第一号、二〇〇〇年三月) ○内々常御會 ↓十六参照(内々御會)。
 公的な晴の会ではない、内々の出席者で行う通常の会。○春日同詠と 應 製和哥 「春日同詠」は、内々の常
 の御会での書例。後鳥羽院から題を与えられたのは建保三年(一一一五)九月、詠進したのは翌建保四年(一一一六)
 正月のこと。○位署同前 官位の書式は先の「従四位上行左近衛権少將兼安藝権介臣藤原朝臣定家上」等と同じ様

に書くということ。

〔現代語訳〕

和歌書様（身分に従って、参加した歌会のことを注す。）

中殿

秋の夜宴に侍って同じく詠む、池月久明

御製に应じる和歌

参儀正三位行民部卿兼伊予権守臣藤原朝臣定家

三行と三字（で懐紙に書く）。

院御所

秋の日に太上皇仙洞に侍って、同じく詠む百首

御製に应じる和歌

従四位上行左近衛権少将兼安藝権介臣藤原朝臣定家

春の二十首

内々の常の御会の時「太上皇仙洞」の字を書かない。

春の日に同じく詠む百首 御製に应じる和歌

位署（官位の書式）は、前と同様（に書くこと）。

二十

〔翻刻〕

后宮

（館林梓）

秋夜同詠月契秋久广令和哥

左近衛権少将藤原定家

建久五年八月公卿不書令字

左大将殿^{大夫} 大夫藤原卜令書給

兼亮書本官要亮権亮藤原

卜書

〔訓読〕

后宮

秋夜に同じく「月契秋久」を詠む。令に應ずる和哥

左近衛権少将藤原定家

建久五年八月公卿「令」の字を書かず。

「左大将殿大夫」「大夫藤原」と書かせ給ふ。

亮を兼ねるは本官と書き、亮を要するは権亮藤原々と書く。

〔語釈〕

○后宮 後鳥羽天皇の中宮、藤原任子。院号は宜秋門院。父は九条兼実。母は兼子。承安三年（一一七三）生、暦元元年（一二三八）没。↓十五参照。○月契秋久 建久五年（一一九五）八月一日の建久后宮御会の歌題。入内したばかりの任子を寿ぐ賀題。『秋篠月清集』、『雲葉集』、『玉葉集』に見える同題の歌は、この建久后宮の歌合の詠である。

よろづよの月をば秋の光にて絶えぬ契りは雲居にぞ見る（『秋篠月清集』祝・一三九〇・藤原良経）

これぞこの思ひしことよ世世を経む秋の宮にて月を見るかな（『雲葉集』賀・八九三・九条兼実）

雲居にていく万世かながむべき月になれたる秋のみや人（『玉葉集』賀・一〇六九・藤原季経）

○令 題目に用いる語の一つで、「令」は女院、皇后宮、内親王家が主催する会での書式。「製」に應ずるや、「教」に應ずる、などに対して用いられることは、『和歌秘抄』は、これら三つの実例を引く。その際、「令」の説明では、建久后宮御會が用例として挙げられている。また、『袋草紙』「題目書様」には、「凡於公家仙院書製字。女御并御息所家、可尋。女歌不書題目并名字。御製又題目許歟」とある。一方、『八雲御抄』第二「作法部」「歌書様」には、「院号、后宮、應令。(小一條院匡衡和歌序應令ト書) 東宮、應令。(但匡房和歌序應教ト書。可為兩說歟) 内親王、應令。(齋院義忠應令ト書) 撰関、應教。(大臣已下惣可然家同之。清輔説、教字ハ家人書之伝云々。必不然。唯末座之輩書習也。可然家会ニハ殿上人時モ書之) 已上凡様如此。但后宮以下会、納言已上下必應令ト不書之也」とある。↓二一参照。ここでは、「令」の字を誰が書いて、誰が書かなかつたか、ということが問題となっている。その用例として、建久后宮御會が挙げられている。○左近衛権少将藤原定家 ↓十九参照。○建久五年八月 建久五年(一一九五) 八月一日に催された建久后宮御會のことをいう。↓十五参照。○左大将殿大夫 藤原良経。嘉応元年(一一六九) 生、建永元年(一二〇六) 三月七日没。兼実の二男。母は、従三位中宮亮藤原季行女。任子は妹。

〔現代語訳〕

后宮

秋夜同じく「月契秋久」を詠む 令に應じる和歌

左近衛権少将藤原定家

建久五年八月には、公卿は「令」の字を書かなかつた。「左大将殿大夫」「大夫藤原」とお書きになった。亮を兼ねる者は本官を書き、亮を要する者は「権亮藤原朝臣」と書く。

(伊藤香弥・加藤和泉)

二一

〔翻刻〕

内大臣家文治三年二月

春日同詠庭梅久芳應教和哥

侍從定家

主人異姓人書姓公卿只詠之

和哥、書人、或不書同字

是一說也

賀茂社哥合治承二年三月

其時不詠和哥 只依父命書交

此事

春日陪賀茂社寶前同詠三首和哥

侍從從五位下藤原朝臣

霞

黃門亞相參法輪遍昭廣隆寺等給

秋日遊法輪寺同詠秋山日暮和哥

左近權中將藤原

於山寺會者雖同姓招引猶

書姓惣至于私事者和哥

不書衛字常習也

〔訓読〕

内大臣家 (文治三年二月)

春の日同じく庭梅久芳を詠む、教に應ずる和歌

侍従定家

主人と姓を異にする人は姓を書く。公卿はただこれを詠む和歌と書く。人々も或ひは「同」の字を書かず。

これ一説なり。

賀茂社歌合 (治承二年三月)

その時和歌を詠まず。ただ父の命によりてこの事を書き交す

春の日賀茂社寶前に陪かりて、同じく詠める和歌三首

侍従五位下藤原朝臣定家

霞

黄門巫相の法輪、遍昭、廣隆寺等に参りて給ふ。

秋の日法輪寺に遊び、同じく秋山日暮を詠める和歌

左近権中将藤原定家

山寺の會においては、同姓招引すといへども、なほ

姓を書く。惣じて私の事に至れば、和歌に

衛字を書かぬは常の習なり。

〔語釈〕

○内大臣家 ↓七参照。○庭梅久芳 文治三年二月九日内大臣良通詩歌会における歌題。良経の家集『秋篠月清集』

にある「わがそでにのきばのむめのかをとめよはなはいくよもはるぞにははむ」(秋篠月清集・庭梅久芳・一三九一)はこの時の詠。○應教 和歌の題目の書き方。歌会主催者の身分によって「応製、応令、応教」に書き分ける。「応教」は大い、公卿が主催する歌会に用いる書式。ただし、家格や身分によって用い方が異なつたようである。「袋草紙」では、主催者と参加者の身分の差によつて「応教」を書くかどうかを決めるといふ。「袋草紙」題目書様」に「於大臣^并卿相家書教字…或人云、然一人子息、雖非公卿書教字。但、非家人者不可然^{云云}。又、於一所、花族公卿ハ教字不書」とある。一方、「八雲御抄」では、身分の距離と関係なく、主催者に比べて身分の低い人なら「応教」と書くと説く。「八雲御抄」第二「作法部」に、「撰関 応教大臣已下惣可然家同之。清輔説、教字は家礼人書之云々。必不然。ただ末座之輩書習也。可然家会には殿上人時も書也」とある。○主人異姓人書姓 位署のこと。↓十九参照。歌会の主催者の姓と異なる人は姓を書く。「袋草紙」「位署の書様」に、「或説云、於同姓人家不書姓^{云云}。但、故人多以書之。如此上臈(之藤)氏於一所不書(之)也」、「八雲御抄」第二「作法部」に「同姓は藤原人許にては不書姓。他姓は可書之」とある。○公卿只詠之 大臣家の主催の歌会に公卿が列席する場合の題目の書き方をいう。「詠之」の「之」は歌題のことを指す。「冷泉家相伝」に、「招月云、俗人は春日同く詠之と書く間、一行にある也、法師は只詠之と計書也、夏日、秋日、冬日と書くを端作りと云なり」とある。川平ひとし「為和から乗阿へ」早稲田大学図書館蔵「冷泉家相伝」の紹介を兼ねて「(『跡見学園女子大学紀要』二七号、一九九五年三月)に参照。○人或不書同字「袋草紙」の「題目書様」に、「同字序者之外不書之由」とあり、序者以外の人は同字を書かない説がある。題目の「同」字の意味について、「冷泉家秘伝」に「同と云字之事、貴人と等しく座敷につらなる心、又貴人とひとしく歌よむ心也、又貴人と等懐紙のかさなる心も同と書なり」(川平ひとし「翻刻」彰考館蔵本「冷泉家秘伝」(『跡見学園女子大学紀要』二六号、一九九三年三月)と説く。○賀茂社哥合治承二年三月 別雷社歌合を指す。別雷社歌合は、治承二年三月十五日、賀茂別雷神社の神主重保が主催した三題三〇番の歌合。歌題は「霞」、「花」、「述懐」。判者は俊成。○其時不詠和哥 川平ひとしは「その折定家は俊成の指示に従い掲出されてゐる形の端作のもと詠を認め、書かれたものの上で参加したという事情を云つていよう」(『定家著『和歌書様』『和歌

会次第』について(『中世和歌論』笠間書院・二〇〇三年三月)と指摘し、定家は作品を提出したが、歌合の披講を参加しなかつたと捉えている。「不詠和歌」の「詠」の字は、当時の用例を参考すると、和歌を作らなかつたと解釈するほうが妥当であろう。○寶前 諸社の歌会において和歌を披講する時に、題目の社名に付けられたものである。『冷泉家秘伝』に「仏神社へ奉納の五十首百首の認様の事。奉納の神々の寶前にとかくなり；内々の時は只いつものことく端作書候、寶前にて披講候時は前のことくさたまりて書候、仏へ奉納はさしさたまりたる事なく候間、詠何首歌となりとも、又はことにより哥はかり書ても用候」とある。引用は川平ひとし(『翻刻』彰考館藏本『冷泉家秘伝』)(『跡見学園女子大学紀要』二六号、一九九三年三月)○侍従從五位下藤原朝臣こと 別雷社歌合は披講を行うので、位署の書き方は「官位兼行朝臣」と書いた。次に挙げた披講を行わない山寺等での会の位署の書き方「左近権中将藤原定家」の「官姓名」とは対照的である。諸社の歌会の位署の書き方について、『八雲御抄』第二「作法部」に、「諸社披講哥には書官位兼行朝臣也。不可書臣上。無披講歌進時與に書官姓名、是一説也。歌合、屏風、障子等哥也」とある。○黃門垂相 「黃門」は大納言もしくは中納言の唐名。「垂相」は大納言の唐名。I、V類本には「垂将(権中将)と書く。公宴以外の私会では、唐名を用いることは許される。『八雲御抄』第二「作法部」に、「唐名内々事、頗宿德事歟。公繼公前右大臣時、上柱(相の誤写か) 国と書^{正位唐名云々}。時人不甘子(心の誤写か)、公宴には不可然。但彼公などは有何事哉。内々私所などには不可其憚」とある。○法輪遍昭廣隆寺 「法輪」は法輪寺、現在の京都市西京区嵐山にある寺。「遍昭」は遍昭寺のことか。遍昭寺は現在の京都市右京区嵯峨広沢池にある寺。廣隆寺は、現在の京都市右京区太秦にある寺。三者とも昔の山城国葛野郡にある。○於山寺會者雖同姓招引猶書姓 山寺等での会において、主催者と同姓でも位署に姓を書くべきである。『袋草紙』の「同姓人家不書姓」という説と呼応する。○惣至于私事者和歌不書衛字常習也 私会において、位署の「左近権中将藤原定家」のように、「近衛」の「衛」を書かないのが常習であるという。

〔現代語訳〕

内大臣家(文治三年二月)

春の日同じく庭梅久芳を詠む、教に応ずる和歌

侍従定家

主人と異なる姓は（位署に）姓を書く。公卿は、ただ「之を詠む和歌」と書く。人々も或いは「同」の字を書かない。これは一説である。

賀茂社歌合（治承二年三月）

その時、私は歌を詠まなかつた。ただ父の命令によって位署を書き加えた。

春の日賀茂社寶前に陪かりて、同じく詠める和歌三首

侍従従五位下藤原朝臣定家

霞

黄門垂相の法輪、遍昭、廣隆寺等に参りて給ふ。

秋の日法輪寺に遊び、同じく秋山日暮を詠める和歌

左近権中将藤原定家

山寺の私的な会においては、同姓の（主人）が招いたといつても、やはり姓を書く。

概して、私的な会の和歌の（位署に「近衛」の）「衛」の字を書かないのは常の習わしである。

（蔡雅如）

二二二

〔翻刻〕

一首之哥不論公私三行三字

書之常事也

二首哥常説

詠夜郭公和哥

官名

五七

五七

七

契不遇恋

如此或又

詠二首和哥

官名

夜時鳥

三首哥同上

或又

詠三首和哥

題三首歌各行置 五七五
七七

如此書之五首以上續二枚

書之宜与必無定様

〔訓読〕

一首の哥公私を論ぜず、三行三字に

これを書く、常の事なり。

二首哥常の説

夜郭公を詠める和哥

官名

五七

五七

七

契不遇恋

此くの如し。或は又

詠める和哥二首

官名

夜時鳥

三首哥同上

或は又

詠める和哥三首

題、三首歌、各行に五七五 七々とに（分けて二行に）置く。

此くの如くこれを書く。五首以上は二枚を続き、

これを書くが宜しきか。必ずしも定むる様なし。

〔語釈〕

○一首之歌 題が一種類で、懐紙に一首の和歌を書く場合。○公私 公的と私的な歌会。『八雲御抄』の草稿本では「禁中歌会」と「尋常会」に分け、精撰本では「中殿会」と「尋常会」に分けている。○三行三字 ↓十九参照。○二首歌 題が二種類で、懐紙に二首の和歌を書く場合。○夜郭公 定家が参加した歌会の題であったはずだが、未詳。能因の「五月に、庚申夜時鳥三首」や、『為忠家後度百首』の「深夜郭公」も、夜の郭公を題材としている。○

契不遇恋 契りをして遇わない恋。「まことかと待つにかわきし我が袖のものと涙に猶ぬるかな」（出観集・契不遇恋・七〇七・覚性法親王）。○三首歌 題が三種類で、懐紙に三首の和歌を書く場合。

〔現代語訳〕

一首の和歌を書く場合、公私の会を問わず、三行三字に

これを書くのは、常の事である。

二首の和歌を書く場合、常の説がある。

夜郭公を詠める和歌

官名

五七

五七

七

契不遇恋

このように書く。或いはまた、

詠める和歌二首

官名

夜時鳥

三首の和歌を書く場合は同上。

或いはまた、

詠める和歌三首

題と三首歌、各行に五七五と七々とに（分けて二行に）置く。

このようにしてこれを書く。五首以上の歌は一枚の紙を継ぎ、これを書くのがよいかと思う。（このことについて

は) 必ずしも定まった書様があるわけではない。

(王
婷)

二十三

〔翻刻〕

此作法細々為一見所

令書寫也更不可免

他見而已

左少将為秀

判

此外硯筥蓋等書御日記以下

御自筆之証文等非一求料紙

追而可注加之

右此一冊者令恩借中納言為益

卿以為秀卿自筆本令書写者也、

干時永祿第十臘月下旬

權僧正真淳

花押

〔訓読〕

此の作法、細々と一見する所、書写するなり。さらに他見を免すべからざるとのみ。

左少将為秀 判

此の外、硯笥蓋等の書、御日記以下、

御自筆の証文等一にあらざ。料紙を求めて、追ってこれに注し加ふべし。

右此の一冊は、中納言為益卿に恩借せしめ、為秀卿自筆本をもって、書写せしむるものなり。

干時永祿第十臘月下旬

権僧正真淳 押

〔語釈〕

○此作法より而已 冷泉為秀の書写奥書。

○左少将為秀 冷泉。為相男。兄亡き後、冷泉家を嗣ぎ、細川庄・古典

籍を受け継いだ。多くの歌書の書写活動を行った。「左少将」により、貞和元年（一三四七）右中将に任ぜられる以

前の書写奥書と知られる。井上宗雄『中世歌壇史の研究 南北朝増補版注篇』（一九六五年、明治書院）、川平

ひとし『中世和歌論』（二〇〇三年、笠間書院）、小林一彦「特集・抗争するテキスト―引き裂かれる中世 偽書論

をこえて―冷泉為秀の周辺」（『文学』四の六、二〇〇三年一月）、鹿野しのぶ『和歌書様』『和歌会次第』書写にみ

る冷泉為秀の（家説）形成の過程」（『和歌文学研究』九三号、二〇〇六年十二月）、川平ひとし『中世和歌テキスト

論―定家へのまなざし』（二〇〇八年五月）参照。○此外より加之 為秀の奥書とは別筆。○右此より下旬 真淳の

書写奥書。○中納言為益 上冷泉。為和男。

〔現代語訳〕

この作法、細々と一見したものを、書写したものである。決して他見を許してはならない。

左少将為秀 判

このほか、硯筥蓋等にある書や御日記以下、御自筆の証文等の一つではない。料紙を求めて、追ってこれに書き加える。

右、この一冊は、中納言為益卿からお借りし、為秀卿自筆本によつて、書写したものである。

干時永祿第十臘月下旬

権僧正真淳 押

(谷知子)